口などが変

度が改正されました。これに伴う8月からの変更点について お知らせします。 介護保険制度の維持やサービスの質の確保・向上のため、

利用者負担割合

介護サービスを利用した際、

65

上限額(月額) 区分 現行 変更後 44,400円 37,200円 37,200円 24,600円 変更なし 15,000円 生活保護受給者など 15,000円

高額介護サ ·ビス費 市民税課税世帯の人 世帯全員が市民税非課税で、年金収入と合計所得金額の合 計が80万円を超える人 世帯全員が市民税非課税で、年 金収入と合計所得金額の合計 が80万円以下の人

64歳以下の人はこれまで通り1割 割負担に変更されます(図1参照)。 負担分が、現在の1割負担から2 歳以上で一定所得以上の人の自己

市では、要介護・要支援の認定

サービス事業者や施設に提示して 負担割合証と介護保険証を一緒に ます。サービスを利用するときは された負担割合証を8月に郵送し を受けている人に負担割合が記載

なります。 は、上限額が4万4、400円に 円以上の65歳以上の人がいる場合 一世帯に課税所得が145万

高額介護サービス費

介護サービスの1カ月の利用者

383万円)に満たない人は、基 内の65歳以上が本人のみの場合は)収入の合計が520万円(世帯 ただし、同一世帯内の65歳以上

1545) **^**°

その上限額の一部が変更されます サービス費として払い戻されます。 請することで超えた額が高額介護 負担額が上限額を超えた場合、申

> 準収入額適用申請書をあらかじめ となります。 市に提出することで現行の上限額

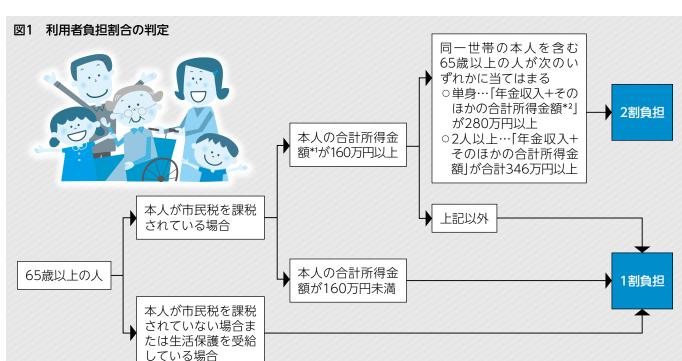
食費・居住費の負担軽減

件が変更され、 者の食費・居住費を軽減する制度 申請することで施設サービス利用 ○預貯金などが単身1、000万 になります。 があります。その支給対象者の要 円、夫婦2、000万円を超え 世帯全員が市民税非課税の場合 次の場合は対象外

相部屋代 特別養護老人ホームの

※くわしくは介護保険課(☎20 費のほかに新たに室料相当を含め 施設に問い合わせてください。 市民税課税世帯の人などは、光熱 た居住費を負担することになりま 相部屋(多床室)の入所者のうち 具体的な金額については、

○世帯が別であっても配偶者に市 民税が課税されている場合



- *1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を差し引いたもので、基礎控除や人的控除などを差し引く前の所得
- *2 そのほかの合計所得金額とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です